

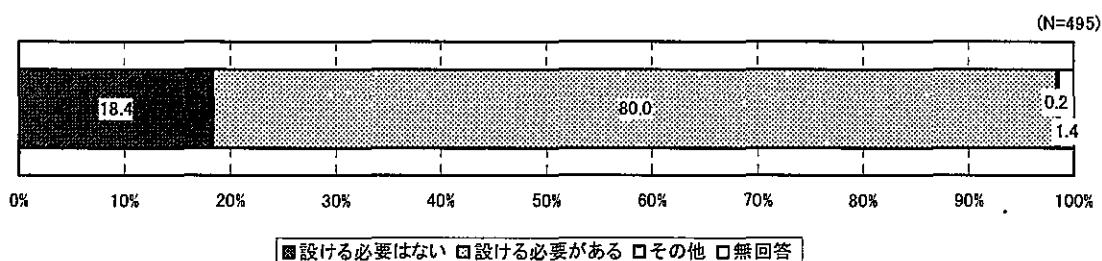
(2) 応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の2つの区分を設ける（「定率＋定額制」とする）必要性

4で『定率制＋定額制』あるいは『定率制のみ』とする」と回答した495自治体に対し、応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の2つの区分を設ける（「定率＋定額制」とする）必要性についての考えを尋ねたところ、「設ける必要がある」と回答したのは396自治体で80.0%を占める。他方、「設ける必要はない」と回答した自治体は18.4%（91自治体）である。

<設問と結果>

(2) 応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の2つの区分を設ける（「定率＋定額制」とする）必要があると思われますか。

5(2) 応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の2つの区分を設ける（「定率＋定額制」とする）必要性についての考え方



5(2) 応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の2つの区分を設ける（「定率＋定額制」とする）必要性についての考え方…(単数回答)

カテゴリ名	n	%
設ける必要はない	91	18.4
設ける必要がある	396	80.0
その他	1	0.2
無回答	7	1.4
全体	495	100.0

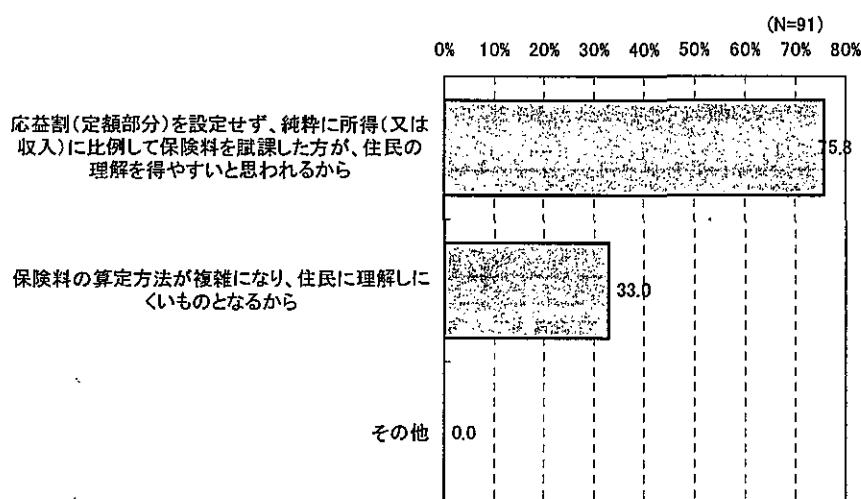
(3) 2つの区分を「設ける必要はない」理由

(2)で「設ける必要はない」と回答した91自治体に対し、2つの区分を設ける必要はないと考える理由を複数回答で尋ねたところ、「応益割（定額部分）を設定せず、純粹に所得（又は収入）に比例して保険料を賦課した方が、住民の理解を得やすいと思われるから。」を選択したのは69自治体で75.8%を占める。他方、「保険料の算定方法が複雑になり、住民に理解しにくいものとなるから。」を選択した自治体は33.0%（30自治体）である。

<設問と結果>

(3) 2つの区分を「設ける必要はない」理由は何ですか。

5(3) 2つの区分を「設ける必要はない」理由



5(3) 2つの区分を「設ける必要はない」理由... (単数回答)

カテゴリ名	n	%
応益割（定額部分）を設定せず、純粹に所得（又は収入）に比例して保険料を賦課した方が、住民の理解を得やすいと思われるから	69	75.8
保険料の算定方法が複雑になり、住民に理解しにくいものとなるから	30	33.0
その他	0	0.0
全体	91	100.0

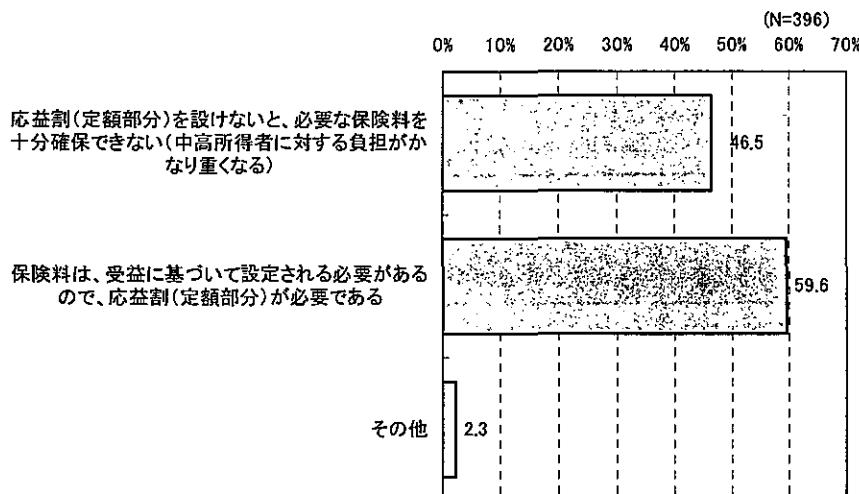
(4) 2つの区分を「設ける」理由

(2)で「設ける必要がある」と回答した396自治体に対し、2つの区分を設ける必要があると考える理由を複数回答で尋ねたところ、「保険料は、受益に基づいて設定される必要があるので、応益割（定額部分）が必要である」を選択したのは236自治体で59.6%を占める。他方、「応益割（定額部分）を設けないと、必要な保険料を十分確保できない（中高所得者に対する負担がかなり重くなる）」を選択した自治体は46.5%（184自治体）である。

<設問と結果>

(4) 2つの区分を「設ける」理由は何ですか。

5(4) 2つの区分を「設ける」理由



5(4) 2つの区分を「設ける」理由…(単数回答)

カテゴリー名	n	%
応益割（定額部分）を設けないと、必要な保険料を十分確保できない（中高所得者に対する負担がかなり重くなる）	184	46.5
保険料は、受益に基づいて設定される必要があるので、応益割（定額部分）が必要である	236	59.6
その他	9	2.3
全体	396	100.0

(5) 2つの区分を設けることとした場合、妥当と思う応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の組み合わせ方式

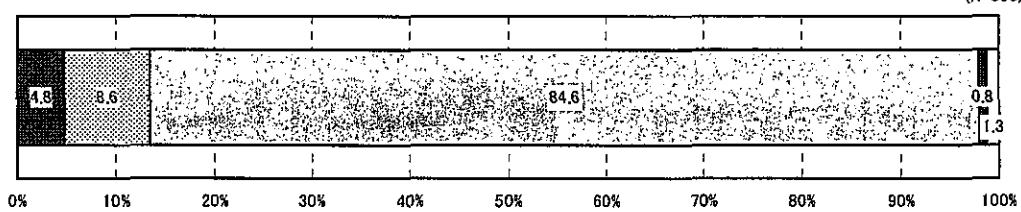
(2)で「設ける必要がある」と回答した396自治体に対し、2つの区分を設けることとした場合、妥当と思う応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の組み合わせ方式について尋ねたところ、最も多いのは「所得割、被保険者均等割の2区分」で、84.6%（335自治体）を占める。次いで、「所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3区分」が34自治体で8.6%、「所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4区分」が19自治体で4.8%である。

<設問と結果>

(5) 2つの区分を設けることとした場合、応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の組み合わせ方式は、次のどれが妥当と思われますか。

5(5) 2つの区分を設けることとした場合、妥当と思う応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の組み合わせ方式

(N=396)



■所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4区分 □所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3区分
 ■所得割、被保険者均等割の2区分 □その他
 □無回答

5(5) 2つの区分を設けることとした場合、妥当と思う応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の組み合わせ方式... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4区分	19	4.8
所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3区分	34	8.6
所得割、被保険者均等割の2区分	335	84.6
その他	3	0.8
無回答	5	1.3
全体	396	100.0

(6) 低所得者への配慮として、応益割（定額部分）に負担軽減措置を設けることについての考え方

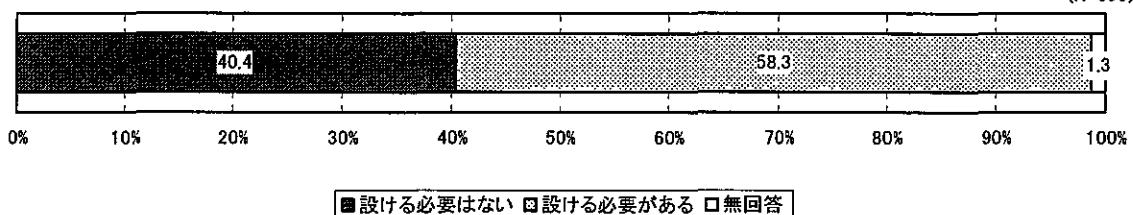
(2)で「設ける必要がある」と回答した396自治体に対し、低所得者への配慮として、応益割（定額部分）に負担軽減措置を設けることについての考え方尋ねたところ、「設ける必要がある」と回答したのは231自治体で58.3%である。他方、「設ける必要はない」と回答した自治体は40.4%（160自治体）である。

<設問と結果>

(6) 低所得者への配慮として、応益割（定額部分）に負担軽減措置を設けるべきだと思われますか。

5(6) 低所得者への配慮として、応益割（定額部分）に負担軽減措置を設けることについての考え方

(N=396)



5(6) 低所得者への配慮として、応益割（定額部分）に負担軽減措置を設けることについての考え方... (単数回答)

カテゴリ名	n	%
設ける必要はない	160	40.4
設ける必要がある	231	58.3
無回答	5	1.3
全体	396	100.0

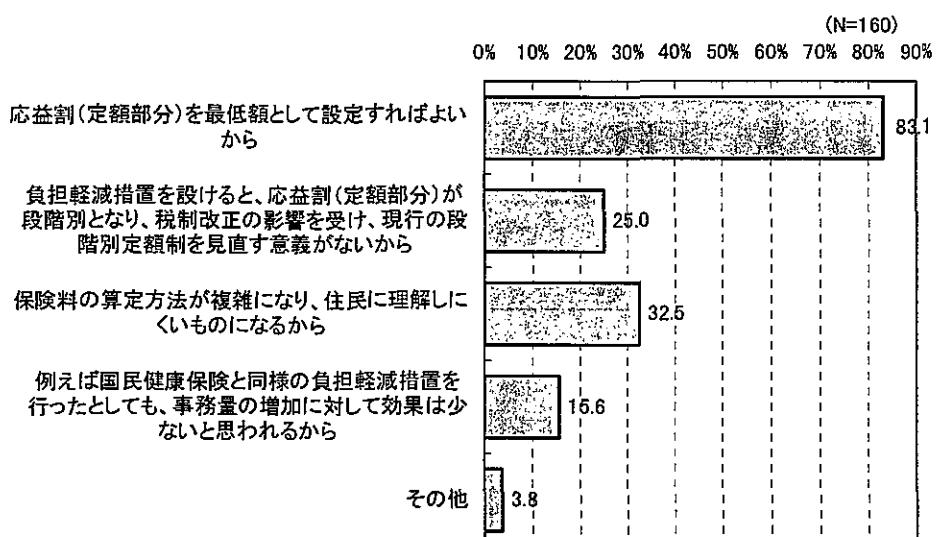
(7) 「設ける必要はない」理由

(6)で「設ける必要はない」と回答した160自治体に対し、設ける必要はない理由を複数回答で尋ねたところ、もっとも多いのは「応益割（定額部分）を最低額として設定すればよいから」であり、83.1%（133自治体）が選択した。次いで、「保険料の算定方法が複雑になり、住民に理解しにくいものになるから」が52自治体で32.5%、「負担軽減措置を設けると、応益割（定額部分）が段階別となり、税制改正の影響を受け、現行の段階別定額制を見直す意義がないから」が40自治体で25.0%の順である。

<設問と結果>

(7) 「設ける必要はない」理由は何ですか。（複数回答可）

5(7) 「設ける必要はない」理由... (複数回答)



5(7) 「設ける必要はない」理由... (複数回答)

カテゴリー名	n	%
応益割（定額部分）を最低額として設定すればよいから	133	83.1
負担軽減措置を設けると、応益割（定額部分）が段階別となり、税制改正の影響を受け、現行の段階別定額制を見直す意義がないから	40	25.0
保険料の算定方法が複雑になり、住民に理解しにくいものになるから	52	32.5
例えば国民健康保険と同様の負担軽減措置を行ったとしても、事務量の増加に対して効果は少ないと思われるから	25	15.6
その他	6	3.8
全体	160	100.0

6 段階別定額制を拡大した（現行の第1段階～第3段階の段階区分数を増やす）場合について

（1）段階区分数を増やすとした場合、「世帯概念」（被保険者本人以外の課税状況）の取扱いについての考え方

4で「現行の段階別定額制の拡大（現行の第1段階～第3段階の段階区分数を増やす）と回答した547自治体に対し、段階区分数を増やすとした場合の「世帯概念」（被保険者本人以外の課税状況）の取扱いについての考え方尋ねたところ、「世帯概念を外し、個人単位とし、段階区分は設定し直す」と回答したのが356自治体で65.1%を占める。他方、「世帯概念を用いたまま、段階区分数を増やす」と回答した自治体は31.4%（172自治体）である。

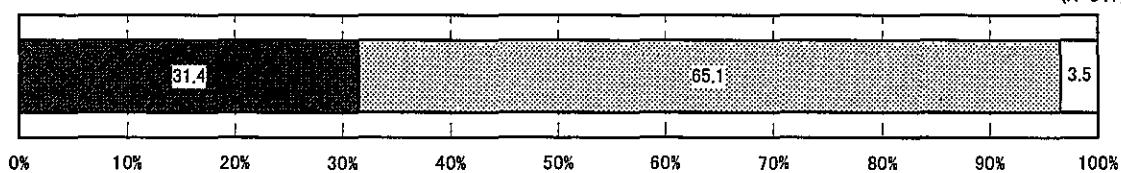
<設問と結果>

6 段階別定額制を拡大した（現行の第1段階～第3段階の段階区分数を増やす）場合、次のような論点が想定されますのでお尋ねします。

（1）段階区分数を増やすとした場合、「世帯概念」（被保険者本人以外の課税状況）の取扱いはどうしますか。

6(1) 段階区分数を増やすとした場合、「世帯概念」（被保険者本人以外の課税状況）の取扱いについての考え方

(N=547)



■世帯概念を用いたまま、段階区分数を増やす □世帯概念を外し、個人単位とし、段階区分は設定し直す □無回答

6(1) 段階区分数を増やすとした場合、「世帯概念」（被保険者本人以外の課税状況）の取扱いについての考え方…（単数回答）

カテゴリ名	n	%
世帯概念を用いたまま、段階区分数を増やす	172	31.4
世帯概念を外し、個人単位とし、段階区分は設定し直す	356	65.1
無回答	19	3.5
計	547	100.0

(2) 現行の第1段階から第3段階について、妥当と思う増やす段階区分数

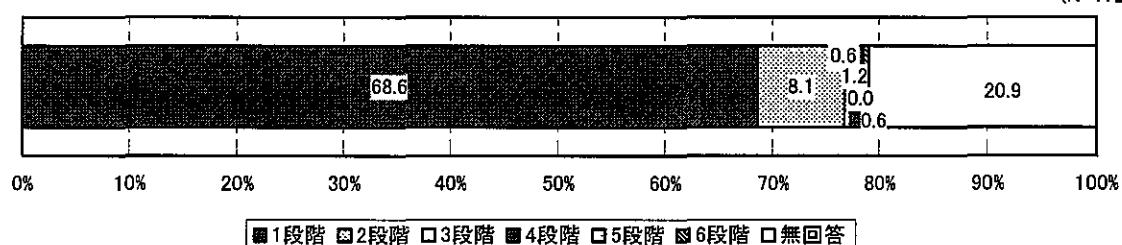
(1)で「世帯概念を用いたまま、段階区分数を増やす」と回答した172自治体に対し、現行の第1段階から第3段階について、妥当と思う増やす段階区分数を尋ねたところ、最も多いのは「1段階」であり、68.6%（118自治体）を占める。次いで「2段階」が14自治体で8.1%、「4段階」が2自治体で1.2%の順となっており、「3段階」と「6段階」は共に1自治体で0.6%である。

<設問と結果>

(2) 現行の第1段階から第3段階について、段階区分をいくつ増やし、具体的にはどの程度が妥当だと思いますか。

6(2) 現行の第1段階から第3段階について、妥当と思う増やす段階区分数

(N=172)



6(2) 現行の第1段階から第3段階について、妥当と思う増やす段階区分数…（単数回答）

カテゴリ一覧	n	%
1段階	118	68.6
2段階	14	8.1
3段階	1	0.6
4段階	2	1.2
5段階	0	0.0
6段階	1	0.6
無回答	36	20.9
合計	172	100.0

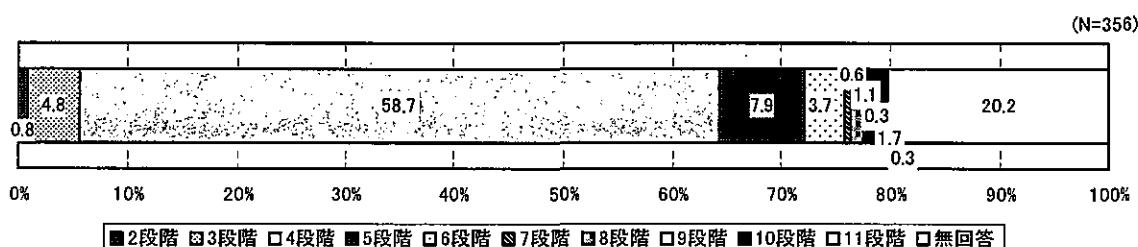
(3) 世帯概念を外した場合、市町村民税非課税者について、妥当と思う段階区分数

(1)で「世帯概念を外し、個人単位とし、段階区分は設定し直す。」と回答した 356 自治体に対し、世帯概念を外した場合、市町村民税非課税者について、妥当と思う段階区分数を尋ねたところ、最も多いのは「4段階」であり、58.7%（209 自治体）を占める。次いで「5段階」が 28 自治体で 7.9%、「3段階」が 17 自治体で 4.8%、「6段階」が 13 自治体で 3.7% の順である。

<設問と結果>

(3) 世帯概念を外した場合、市町村民税非課税者について、段階区分数をいくつに分け、具体的にはどの程度が妥当だと思いますか。

6(3) 世帯概念を外した場合、市町村民税非課税者について、妥当と思う段階区分数



6(3) 世帯概念を外した場合、市町村民税非課税者について、妥当と思う段階区分数.. (単数回答)

カテゴリ一覧	n	%
1段階	0	0.0
2段階	3	0.8
3段階	17	4.8
4段階	209	58.7
5段階	28	7.9
6段階	13	3.7
7段階	2	0.6
8段階	4	1.1
9段階	1	0.3
10段階	6	1.7
11段階	1	0.3
無回答	72	20.2
全体	356	100.0

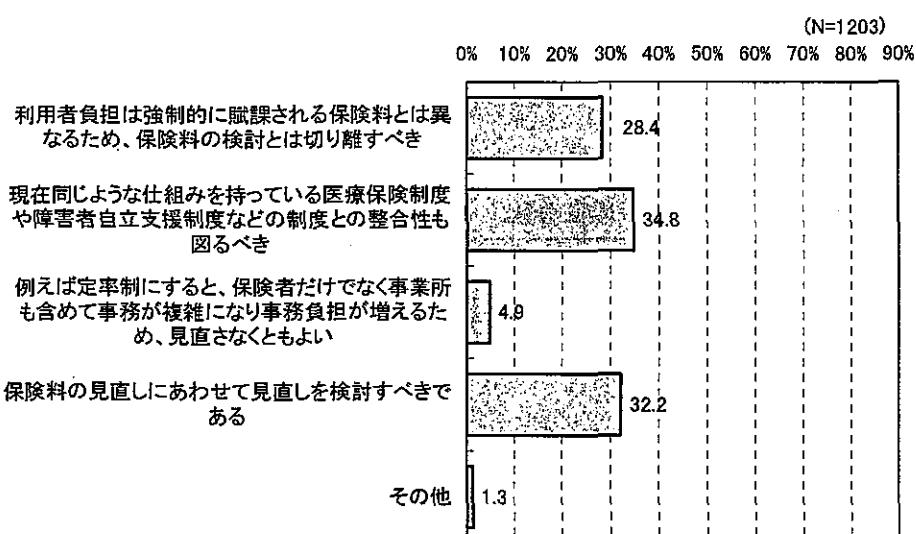
7 介護保険料の賦課方式を見直した場合、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の利用者負担段階との関係についての考え方

介護保険料の賦課方式を見直した場合の、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の利用者負担段階との関係についての考えを尋ねたところ、「現在同じような仕組みを持っている医療保険制度や障害者自立支援制度などの制度との整合性も図るべき」と回答したのが 419 自治体で 34.8% を占める。また、「保険料の見直しにあわせて見直しを検討すべきである」という回答が 32.2% (387 自治体)、「利用者負担は強制的に賦課される保険料とは異なるため、保険料の検討とは切り離すべき」が 28.4% (342 自治体) である。

<設問と結果>

7 介護保険料の賦課方式を見直した場合、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の利用者負担段階との関係をどのようにお考えですか。

7 介護保険料の賦課方式を見直した場合、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の利用者負担段階との関係についての考え方



7 介護保険料の賦課方式を見直した場合、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の利用者負担段階との関係についての考え方... (单数回答)

カテゴリー名	n	%
利用者負担は強制的に賦課される保険料とは異なるため、保険料の検討とは切り離すべき	342	28.4
現在同じような仕組みを持っている医療保険制度や障害者自立支援制度などの制度との整合性も図るべき	419	34.8
例えば定率制にすると、保険者だけでなく事業所も含めて事務が複雑になり事務負担が増えるため、見直さなくともよい	59	4.9
保険料の見直しにあわせて見直しを検討すべきである	387	32.2
その他	16	1.3
全体	1,203	100.0

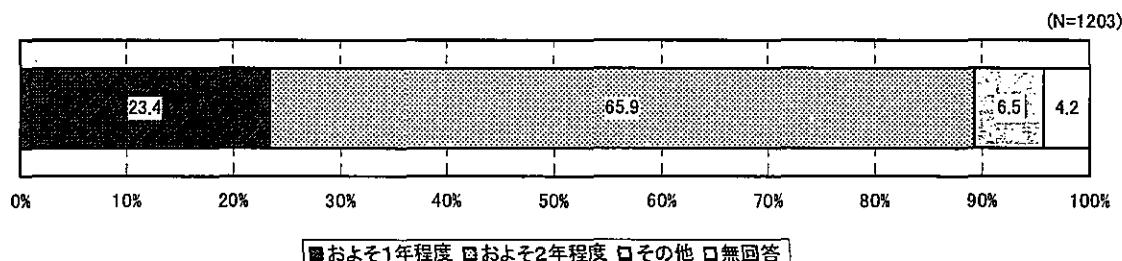
8 介護保険料の賦課方式を見直した場合、国が方針を決定してから、住民への周知や電算処理システムの改修など、必要な準備期間

介護保険料の賦課方式を見直した場合、国が方針を決定してから、住民への周知や電算処理システムの改修など、必要な準備期間について尋ねたところ、「およそ2年程度」が最も多く、793自治体で65.9%を占める。「およそ1年程度」と回答したのは281自治体で23.4%である。

<設問と結果>

8 介護保険料の賦課方式を見直した場合、国が方針を決定してから、住民への周知や電算処理システムの改修など、どのくらいの準備期間が必要ですか
(予算の確保、システム業者との契約なども含めて)。

8 介護保険料の賦課方式を見直した場合、国が方針を決定してから、住民への周知や電算処理システムの改修など、必要な準備期間



8 介護保険料の賦課方式を見直した場合、国が方針を決定してから、住民への周知や電算処理システムの改修など、必要な準備期間... (単数回答)

カテゴリ名	n	%
およそ1年程度	281	23.4
およそ2年程度	793	65.9
その他	78	6.5
無回答	51	4.2
全体	1,203	100.0

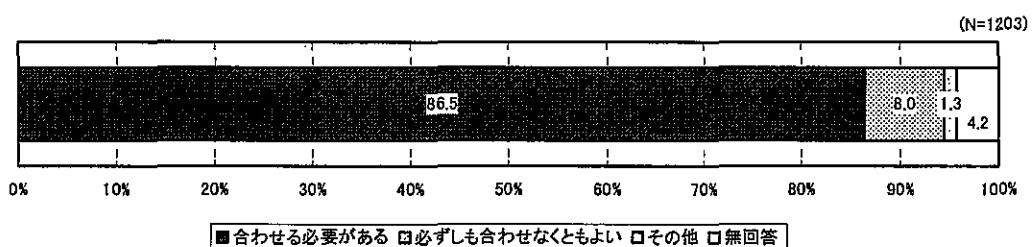
9 介護保険料の賦課方式の変更の、介護保険事業計画の始期と合わせる必要性についての考え方

介護保険料の賦課方式の変更の、介護保険事業計画の始期と合わせる必要性についての考え方について尋ねたところ、「合わせる必要がある」という回答が 1040 自治体であり、全体の 86.5% を占める。他方、「必ずしも合わせなくともよい」と回答した自治体は 8% (96 自治体) である。

<設問と結果>

9 介護保険料の賦課方式の変更は、介護保険事業計画の始期と合わせる必要があるとお考えですか。

9 介護保険料の賦課方式の変更の、介護保険事業計画の始期と合わせる必要性についての考え方



9 介護保険料の賦課方式の変更の、介護保険事業計画の始期と合わせる必要性についての考え方... (単数回答)

カテゴリ名	n	%
合わせる必要がある	1040	86.5
必ずしも合わせなくともよい	96	8.0
その他	16	1.3
無回答	51	4.2
全体	1,203	100.0